

岡垣町原油高騰緊急対策運送事業者等支援金申請要領

1 概要

令和3年秋以降の原油価格高騰の影響を特に受けている、道路運送事業等を営む中小事業者に対し、町独自の支援金を支給します。

2 対象者

令和4年1月から申請日時点において、岡垣町内に営業実態のある主たる事業所や主たる店舗等を有している中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、次の道路運送事業等を営むもの。

- 貨物自動車運送事業（トラック運送事業者等）
- 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業等）
- 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、介護タクシー等）
- ※上記はすべて事業用車両（緑、黒ナンバー）に限る。
- 自動車運転代行業（登録車両（随伴用車両）のみ）

3 支給額

事業用車両として登録している車両1台につき2万円（上限：20万円）

※令和4年度岡垣町中小事業者等支援金と重複して受給することができます。

4. 必要書類

次の表のすべての書類を提出してください。事業内容により提出する書類が異なりますので注意してください。

書類名	貨物自動車 運送事業	一般貸切旅客 自動車運送事業	一般乗用旅客 自動車運送事業	自動車運転 代行業
岡垣町原油高騰緊急対策運送事業者等支援金交付申請書（様式1）	○	○	○	○
岡垣町原油高騰緊急対策運送事業者等支援金請求書（様式2）	○	○	○	○
誓約書（様式3）	○	○	○	○
運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、運輸支局への許可申請書等のいずれかの写し	○	○	○	
公安委員会の運転代行業の認定書の写し				○
対象車両全ての車検証の写し	○	○	○	○
対象車両全ての写真（車体に掲示する認定番号が写っているもの）				○

岡垣町内に主たる事業所又は店舗等があることを証明できる書類の写し（確定申告書、法人履歴事項証明書など）	○	○	○	○
---	---	---	---	---

5. 申請受付期間

令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）

6. 申請方法

次のいずれかにより申請してください。

(1) 郵送

【送付先】

〒811-4233

岡垣町野間一丁目1番1号 岡垣町おかがきPR課 商工観光係 宛

※郵送料は申請者負担です。郵便料金に不足がないようご注意ください。

※受付期間最終日の消印有効です。

(2) 窓口

申請書類を、岡垣町役場本館1階 おかがきPR課へご持参ください。

【窓口開設期間】

令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）

9：00～17：00（土日祝日を除く）

7. その他注意事項

- (1) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、支援金を返還いただくほか、法的責任を問われることがあります。
- (2) 支援金の支給は、対象事業者ごとに1回のみとします。
- (3) 提出書類が不足した場合、または提出書類で要件を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。

8. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、下記の連絡先をお願いします。

<p>○問い合わせ先</p> <p>岡垣町おかがきPR課 商工観光係</p> <p>電話番号：093-282-1211</p> <p>【受付時間】9：00～17：00（土日祝日を除く）</p>
--